

第12回 NPO法人会計講座

令和2年1月

明けて、おめでとうございます。

さて、今回も経過勘定について御説明します。

前回、御説明したとおり、企業会計は「発生主義」を採用しているので、経過勘定により、収益・費用を発生した時点で損益計算書に反映させる会計処理を行っています。

経過勘定には、次の4種類があります。

- | | | |
|---------|---|-----------|
| 1. 未払費用 | } | 前回説明しました。 |
| 2. 前払費用 | | |
| 3. 未収収益 | } | 今回説明します。 |
| 4. 前受収益 | | |

前回説明したのは、以下の2つでしたね。

- 1 未払費用（負債項目）
既に発生しているが、支払いは将来行う費用。
将来払う必要があるので「負債」となる。
- 2 前払費用（資産項目）
将来発生するものであるが、既に支払いを行った費用。
既に支払っており、将来発生したときに払う必要がないので「資産」となる。

今回は残りの2つについて御説明します。

3 未収収益

4 前受収益

まず、「未収収益」ですが、
例えば、土地を貸して賃料を得ている法人があった場合

契約により賃料の受取り日が到来しても、まだ何らかの事情により受け取っていない場合は、まだ受け取っていないものの、収益は発生しているという考え方から、経過勘定である「未収収益」を用いて会計処理をします。

(仕訳) 契約上の家賃受取日 (←実際に受け取った日ではない。)				
未収収益	5万円	/	受取家賃	5万円
(資産項目)			(利益項目)	
↑経過勘定			↑発生した時点で利益に計上	

この未収収益のことを「経過勘定」といいます。
(受け取る権利が発生したものの、まだ受け取っていないので計上する勘定)

なお、その後、実際に受け取った場合は次の仕訳となります。

(仕訳) 家賃の受取日				
現金	5万円	/	未収収益	5万円
(資産項目)			(資産項目の減)	

最後に「前受収益」についてご説明します。

前受収益は、前回の前払費用の説明の時に用いた車両保険のケースを、逆に受け取った企業（保険会社）の側からの処理により説明します。

(ケース)

保険会社Bは、令和元年10月1日に、顧客より車両保険料1年分を10万円で受け取った。(なお、B法人の会計期間は4/1～3/31)

この受け取った車両保険料（利益）を、5万円ずつそれぞれ令和元年度分、令和2年度分の損益計算書に対応させる必要があります。

そのための仕訳は次のとおりとなります。

○ R 元.10.1 (受け取り時)

(仕訳)

現金	10万円	/	受取保険料	10万円
(資産項目)			(利益)	

○ R2.3.31 (R元決算時)

(仕訳)

受取保険料	5万円	/	前受収益	5万円
(利益の減少)			(負債)	
↑ 令和元年度分の利益を減らす。			↑	経過勘定

結果、令和元年度分の損益計算書に計上される受取保険料(利益)は、10月1日の10万円から、決算時の5万円を差し引いた5万円となります。

なお、経過勘定である前受収益について、名称に収益と入っているのに「負債」の項目となるのはおかしな気がするかもしれませんが、先に支払を受けたことで、対応する役務を提供する義務を負っているので「負債」として捉えられるのです。

なお、令和2年度の決算時の仕訳は以下のとおりとなります。

○ R3.3.31 (R2決算時)

前受収益	5万円	/	受取保険料	5万円
(負債の減)			(利益)	
↑ 令和元年決算時の負債が減少した。			↑	令和2年度に対応する分を計上

【経過勘定のまとめ】

- 1 未払費用（負債項目）
既に発生し、将来支払う費用。将来払う必要性があるので「負債」となる。
- 2 前払費用（資産項目）
将来発生するものであるが、既に対価を支払った費用。
将来発生したときに払う必要が無いので「資産」となる。
- 3 未収収益（資産項目）
役務を提供済みで、将来対価を受け取る収益。
将来受け取ることができるので「資産」となる。
- 4 前受収益（負債項目）
前もって支払を受けたが、まだ対応する役務を提供していない。
将来、役務を提供する義務があるため「負債」となる。

いかがでしょうか？

前回・今回を通して、企業会計は「発生主義」という考え方に基づいているんだ。という認識をお持ちいただければ十分です。

次回はキャッシュ・フローについて御説明します。
おつかれさまでした☆

